

富里市環境基本計画



令和4年3月
富里市

はじめに

今日における環境問題は従来からあるごみの増加や公害など、私たちの生活に身近な環境問題だけに留まらず、地球温暖化の影響による気候変動や異常気象のように、地球規模の問題まで多岐にわたるようになりました。



私たちが生活する本市でも、自然豊かな里地・里山という特性の恩恵を享受する一方で、地球環境に様々な負荷を与えており、複雑・多様化する環境問題に対処していくためには、私たち一人ひとりが、これまでの生活様式や事業活動を見直して、持続可能な社会の構築を目指し、人と自然が共生できる快適な環境を創り出すよう、日々努力を重ねなければなりません。

そのため、本市では富里市環境基本条例に基づき「富里市環境基本計画」を策定し、「豊かな自然に抱かれた 安心して暮らせるまち 富里」を望ましい環境像として、様々な環境保全施策の推進を図っています。この度策定した新しい「富里市環境基本計画」では根幹となる目標の環境像は踏襲しつつ、新型コロナウイルス感染症などの社会情勢の変化を踏まえるとともに、重点施策の見直しや基本方針・個別施策の統合整理などを行い、より実効性のある内容としました。

また、計画の推進に当たり、未来を担う子どもたちが「今後の環境」について、何を・どう感じているのかという項目を取り入れ、フィードバックしていく中長期を見据えた計画となっています。

多岐にわたる環境問題につきましては、行政だけで解決できるものではなく、市民・事業者の皆様と協働して取り組んでいくことが不可欠であります。今後も皆様と一体となって環境保全活動を実践していくことで、環境負荷の低減を図る持続可能な社会の実現を目指していきます。

本市の環境行政の推進に当たりましては、引き続き皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、御協力を賜りました関係各位に心からお礼申し上げます。

令和4年（2022年）3月

富里市長 五十嵐 博文

子どもたちの声

【豊かさ自然を取り戻すために】

富里市立富里中学校 2年生

僕は、よく富里市にある森や川に行き、魚やザリガニ、クワガタなどの生き物を捕りに行っていました。しかし、最近は川や森などに行くと小さい頃に見た生き物がとても少なくなったように感じます。なぜだろうと考えるようになりました。自然環境を守ろうと世界でも動きが活発になってきていることは授業で知りました。でも、実際には真逆のことが起きていると感じます。

富里市では、「ごみのポイ捨て禁止！」の看板を見かけます。ですが、以前あった森などが伐採されている様子も見かけることがあります。僕は、自然に囲まれているのが富里の良いところだと思っていますが、あまり上手くいっていないのも事実なのではないかと感じています。

「ポイ捨て禁止」の看板を立てて環境を守ろうとしていることは賛成です。だからこそ環境を整えることをもっと大切にしてほしいと感じます。例えば、誰も利用していない空き地は雑草だらけになっています。そこに木を植えたり、整備したりすることで見栄えも変わり、美しい環境にすることができると思います。また、看板だけではなく「ポイ捨て」による影響をポスターやはがきにして市民一人一人に訴えることで市民の方々にも協力を得られるようになると思います。

僕は、富里市が大好きです。そんな富里市の自然がより豊かになることを願っています。そして、大人になった時、「富里市は素晴らしいところ」だと自慢できる街になってほしいです。



目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 環境基本計画とは	2
第2節 計画策定の背景	2
第3節 計画の目的と役割	3
第4節 計画の位置付け	4
第5節 本計画におけるSDGs	5
第6節 計画の範囲	6
第7節 計画の期間	6
第8節 計画の構成	7
第2章 環境の現状と課題	9
第1節 本市の概況	10
第2節 自然環境の現状と課題	13
第3節 生活環境の現状と課題	24
第4節 循環型社会の現状と課題	32
第5節 地球環境の現状と課題	36
第6節 環境保全行動の現状と課題	36
第7節 市民・事業者意識調査による現状と課題	37
第3章 望ましい環境像	39
第1節 望ましい環境像	39
第2節 施策の基本方針と関連するSDGsの位置付け	40
第4章 施策の体系と展開	43
第1節 施策の体系	44
第2節 施策の展開	45
環境目標1 源流や緑を大切にした自然豊かなまち	45
環境目標2 水や空気がきれいで、健康で安心して暮らせるまち	49
環境目標3 資源を大切にするまち	54
環境目標4 地球にやさしく暮らせるまち	57
環境目標5 みんなで取り組むまち	61
第5章 環境配慮指針	65
第1節 市民・事業者・行政の役割	66
第2節 環境配慮指針（市民・事業者の取組）	66
環境目標1 源流や緑を大切にした自然豊かなまち	67
環境目標2 水や空気がきれいで、健康で安心して暮らせるまち	67
環境目標3 資源を大切にするまち	68
環境目標4 地球にやさしく暮らせるまち	70
環境目標5 みんなで取り組むまち	71

豊かな自然に抱かれた

安心して暮らせるまち 富里

第6章 計画の推進	73
第1節 計画の推進体制	74
第2節 計画の進行管理	75
資料編	77
富里市環境基本条例	78
富里市環境基本計画策定の経緯・経過	82
富里市環境審議会委員名簿	83
諮問・答申	84
用語解説	85
富里市環境基本計画に伴う基礎調査報告書（アンケート）	90
動植物調査	101



第 1 章 計画の基本的事項

第1節 環境基本計画とは

今日における環境問題は、ごみの増加、大気汚染、水質汚濁などの身近な公害問題や、地球温暖化のような地球規模のものまで多岐にわたり、また、経済や社会の状況と相互に関連・複雑化するものとなっています。中でも、地球温暖化による気候変動は、干ばつ、異常気象、海面水位の上昇、生物種の絶滅など、取り返しのつかない被害が危惧されています。

この問題解決のためには、環境政策による経済社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーション創出や、経済・社会的課題の同時解決に取り組むことが重要です。

国の環境基本計画は、「環境基本法（第15条）」の規定に基づき環境保全に関する総合的、長期的な施策の大綱及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める計画として策定されています。

富里市（以下「本市」という。）においても、「富里市環境基本条例（第8条）」の規定により、策定することとしています。

第2節 計画策定の背景

世界では、持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）を掲げる「持続可能な開発のための2030アジェンダ」や令和2年以降の地球温暖化対策の国際的な枠組み「パリ協定」が平成27（2015）年に採択され、環境に関する大きな転換点となりました。

SDGsは、「誰一人取り残さない」ことを目指し、先進国と途上国が一丸となって達成すべき17の大きな目標と、それらを達成するための具体的な169のターゲットで構成されています。

また、「パリ協定」では、世界共通の目標として、世界の平均気温上昇を2度未満にする（さらに、1.5度に抑える努力をする）こと、今世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることが打ち出されました。令和3（2021）年にイギリスのグラスゴーで開催されたCOP26では、世界の平均気温の上昇を1.5度未満に抑えるために温室効果ガス削減強化を各国に求める「グラスゴー気候合意」が採択され、パリ協定のルールブックも完成することで完全運用となりました。



参考）国際連合広報センターホームページより

図 持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標



日本では、平成28(2016)年に「地球温暖化対策計画」、平成30(2018)年に「第五次環境基本計画」や「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、新たな環境施策の方向性が示されました。「第五次環境基本計画」においては、地域の特性をいかした強みを発揮し、地域資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて補完し、支え合う「地域循環共生圏」を目指すこととされました。

本市では、平成24年4月から「富里市環境基本計画」(以下「前計画」という。)に基づき、『豊かな自然に抱かれた安心して暮らせるまち富里』を目指し、これを実現するため、市民、事業者、行政が協働で環境保全に取り組んできました。

この前計画の策定から10年が経過し、令和3年度で計画期間が満了となります。

さらに、社会情勢の変化や地球温暖化問題の深刻化、生物多様性の衰退等、私たちを取り巻く環境問題にも変化が見られることから、前計画の進捗を把握し、現状の課題の抽出を行い、新たな「富里市環境基本計画」(以下「本計画」という。)を策定することとします。

第3節 計画の目的と役割

本計画は、地球規模の循環系を視野に入れた施策を展開することから、より広く公平な視点に立ち、持続的発展が可能な社会の構築を目指すものとします。

○本市の環境の将来像について共通認識を示します。

本市の環境の現状と課題を明らかにすることにより、市民、事業者、行政の全てが環境に対する認識を深め、環境の将来像について共通認識を持つための方向性を示します。

○施策の方向性を示します。

個々に実施されている環境関連施策を体系化し、総合的に推進するための方向性を示すとともに、計画の推進体制を明らかにします。

○市民、事業者の参加と行動を促す指針を示します。

市民、事業者に対し、環境の保全及び創出について基本的な考え方を示すとともに、自らが積極的に環境の保全及び創造に向けて行動するための指針を示します。



第4節 計画の位置付け

本計画は、本市における環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示すものであり、市民、事業者、行政が共通認識のもと、環境の保全に取り組むための指針となるものです。

上位計画である国及び千葉県の環境基本計画、富里市総合計画や関連計画と整合を図り推進します。

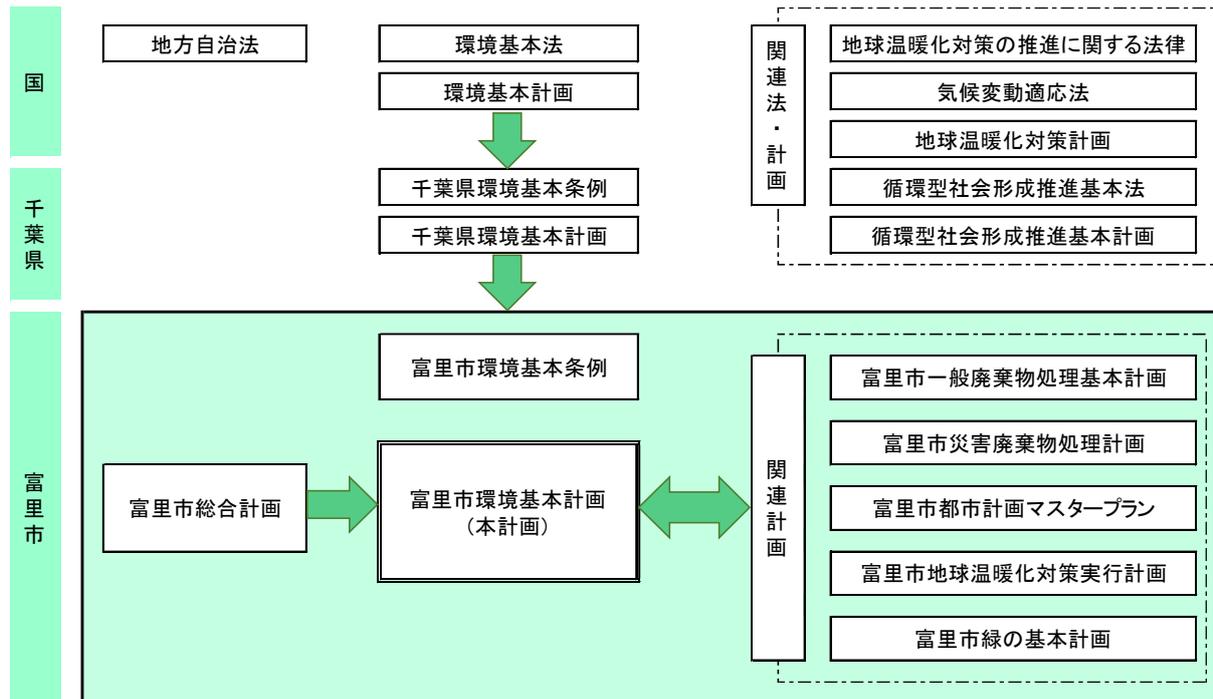


図 本計画の位置付け



第5節 本計画におけるSDGs

国の環境基本計画では、SDGsの実現は、複数の課題を統合的に解決していくことが重要であることから、分野横断的な施策を展開し、課題の同時解決を目指す必要があるとしています。

本市においても、SDGsを取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すまちづくりを進めています。この考え方を踏まえ、本計画では、SDGsにおける12個のゴールを取り入れた望ましい環境像、施策を展開し、持続可能なまちづくりを目指します。



【目標3 すべての人に健康と福祉を】

有害化学物質、大気、水質及び土壌の汚染の防止



【目標4 質の高い教育をみんなに】

持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能の普及



【目標6 安全な水とトイレを世界中に】

汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化及び水に関連する生態系の保護・回復



【目標7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに】

再生可能エネルギーの推進、エネルギー効率の向上



【目標8 働きがいも経済成長も】

資源効率の改善、文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業の促進



【目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう】

クリーン技術や環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良



【目標11 住み続けられるまちづくりを】

持続可能な都市化を促進、緑地や公共スペースへの普遍的アクセスの提供



【目標12 つくる責任 つかう責任】

食品ロスを減少、廃棄物の発生を大幅に削減、自然と調和したライフスタイルを意識



【目標13 気候変動に具体的な対策を】

気候関連災害や自然災害に対する強靱性及び適応能力の強化、気候変動の緩和、適応、影響軽減



【目標14 海の豊かさを守ろう】

海洋ごみや富栄養化など陸上活動による海洋汚染の防止



【目標15 陸の豊かさも守ろう】

陸域生態系と内陸淡水生態系の保全と回復、森林減少の阻止、劣化した森林の回復、外来種の侵入の防止及びこれらの種による陸域・海洋生態系への影響の減少



【目標17 パートナーシップで目標を達成しよう】

事業者、行政、関係団体とのパートナーシップを奨励・推進



第6節 計画の範囲

本計画が対象とする範囲は、本市全域とします。ただし、河川のように流域としてとらえる必要がある場合や、その他広域的な事項については、国や千葉県、他の地方公共団体と協力しながら課題の解決に取り組むものとします。

また、対象とする「環境」の範囲は、できるだけ広くとらえるものとし、具体的には、自然環境、生活環境、循環型社会、地球環境、環境保全行動の5分野とします。



図 本計画が対象とする環境の範囲

第7節 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和13年度までの10年間とし、5年後に中間見直しを行います。また、新たな環境問題の発生などの状況の変化や近年の新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化、社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとします。

令和（年度）	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
西暦（年度）	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
富里市 環境基本計画	前計画 目標 年度	計画 開始 年度				中間見 直し					目標 年度



第8節 計画の構成

本計画は、全6章で構成します。

第1章では計画の基本となる事項を示し、第2章で5つの「環境」の範囲ごとに本市の現状と課題を整理しています。

第3章では本市が目指すべき環境像を示し、第4章では環境像の実現に向けた施策を明らかにします。

また、第5章では、計画を推進するに当たっての主体別（市民・事業者・行政）環境配慮指針を提示し、第6章では計画の推進体制と進行管理の方法について示します。

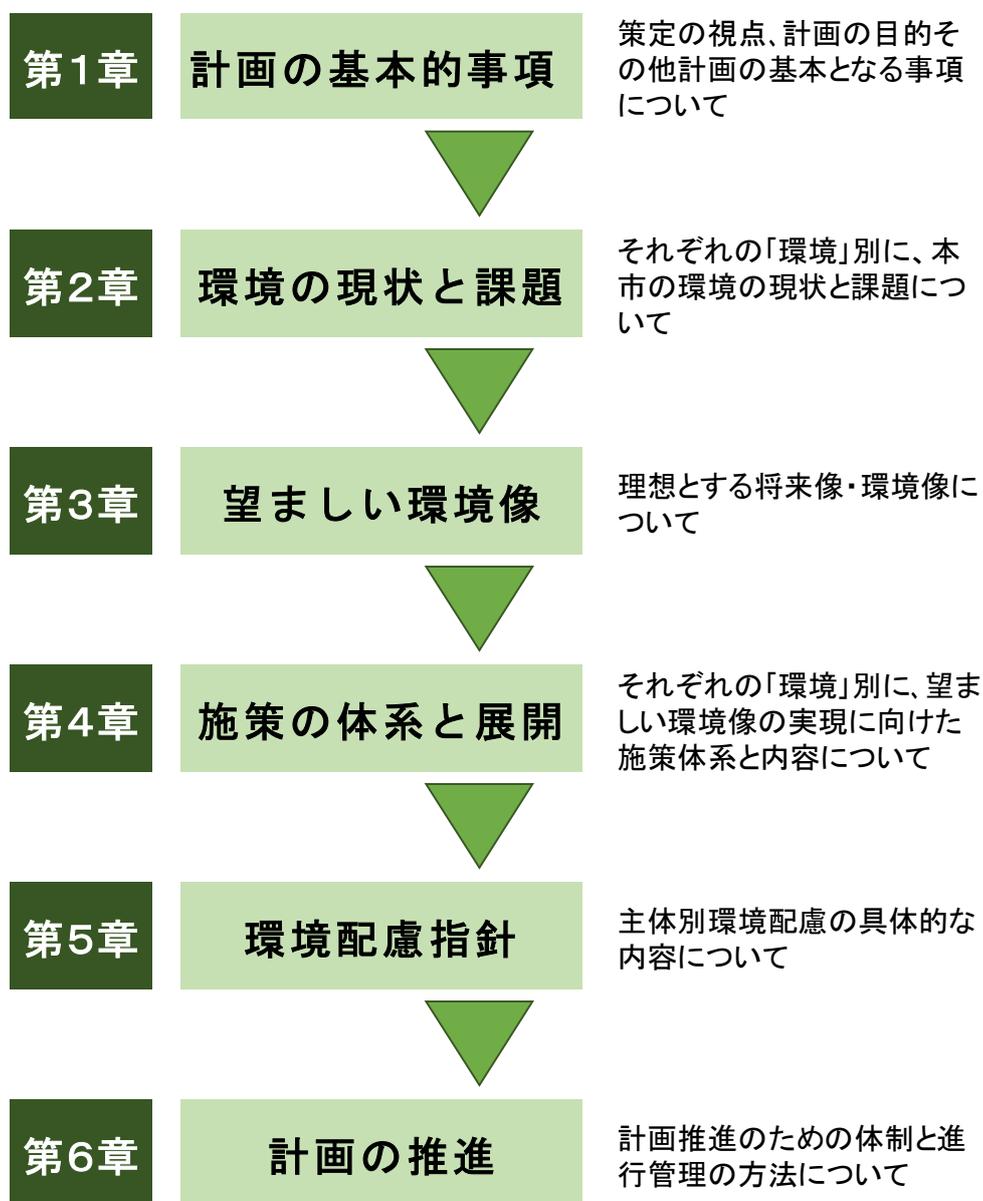


図 本計画の構成

